

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
泉南警察署	令和6年度における大阪府泉南警察署本庁舎で使用するL P ガスの購入に係る単価契約の締結において、大阪府財務規則第68条第3号を適用して契約保証金を免除していたが、契約保証金免除申請書を確認したところ、契約金額の7割に満たない履行実績又は過去2年の間に該当しない実績が含まれており適用条件を満たしていなかった。 契約名称：令和6年度における大阪府泉南警察署本庁舎で使用するL P ガスの購入に係る単価契約 1 契約金額：4,272,400円（契約金額の7割相当額は、2,990,680円） 2 過去2年の間の数回以上の契約実績 (1) 2,069,435円 (2) 1,685,702円（履行完了年月日 令和4年3月31日）	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務規則】 第68条 契約担当者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 三 令第167条の5又は令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 【大阪府財務規則の運用】 第68条関係 1 規則第68条第3号中「種類」とは、土木一式工事、建築一式工事、アスファルト舗装工事、その他これらに含まれない工事については専門工事（建設業法の別表に掲げるもの）の区分、船舶（建造及び修理）等をいい、「規模」とは、契約金額を指し、「ほぼ同じくする」とは、契約金額の7割に相当する金額以上のものとする。また、「数回以上」とは、2回以上をいう。ただし、長期継続契約による場合の「規模」の基準となる契約金額は、契約書に契約月額の記事があるときは契約月額に12を乗じて得た金額を指し、契約書に契約月額の記事がないときは契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。 なお、「過去2年の間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。
措置の内容		
検出事項が発生した原因は、財務規則の解釈及び運用への理解不足により、提出された当該契約保証金免除申請書が大阪府財務規則及び大阪府財務規則の運用に定める適用条件を満たしているものと認識を誤ったものである。 再発防止に向けては、本事案について課内で情報共有し、併せて大阪府財務規則の周知徹底を図った。また、決裁時には、当該起案文書に大阪府財務規則等の関係法令を添付し、担当者からも決裁内容について口頭で説明を行わせることで、担当者だけでなく、決裁関係者のチェックを徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。		